

農担第670号  
令和2年(2020年)10月28日

各広域本部長 様  
阿蘇地域振興局長 様  
各市町村農業委員会会長 様  
一般社団法人熊本県農業会議会長 様

熊本県農林水産部生産経営局  
農地・担い手支援課長

農地法関係事務に係る処理基準における特別基準の  
設定について(通知)

このことについて、農地法関係事務に係る処理基準(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知)第6の1の(1)の②のイ中の都道府県知事等が定める基準(特別基準)を以下のとおり設定したので、通知します。

記

「就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が、市町村ごとに、平成2年(1990年)の農林業センサスにおける15歳から64歳までの販売農家世帯員数に対する直近の農林業センサスにおける同数の割合に3割を乗じた割合以上であるか否かをもって判断するものとする。

(算定式：市町村毎)

$$\frac{\text{直近の農林業センサスにおける15歳から64歳までの販売農家世帯員数}}{\text{平成2年(1990年)の農林業センサスにおける15歳から64歳までの販売農家世帯員数}} \times 0.3$$